

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の公布による。

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和元年立川市条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間につき15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 ……略……</p> <p>(正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間（以下「平日」という。）において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>2 ……略……</p> <p>(週休日)</p> <p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期</p>	<p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間につき15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 ……略……</p> <p>(正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間（以下「平日」という。）において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>2 ……略……</p> <p>(週休日)</p> <p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期</p>

間につき8日の週休日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該勤務場所の特殊の必要により、これにより難い場合において、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設けるときは、この限りでない。

（年次有給休暇）

第14条 年次有給休暇は、1の年度ごとの休暇とし、その日数は、1の年度において、20日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。

2～4 ……略……

間につき8日の週休日（再任用短時間勤務職員にあつては、8日以上
の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該勤務
場所の特殊の必要により、これにより難い場合において、4週間を超
えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設けると
きは、この限りでない。

（年次有給休暇）

第14条 年次有給休暇は、1の年度ごとの休暇とし、その日数は、1の
年度において、20日（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤
務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とす
る。

2～4 ……略……

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

